

新規採用医薬品採用要領

平成27年9月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院薬事委員会要綱第9条の規定により、新規採用医薬品の採用に関する基準及び手続きを定める。

(採用基準)

第2条 新規採用医薬品の採用は、次の各号の基準による。

- (1) 有効性及び安全性に優れ、臨床的評価が定まっていること。
- (2) 購入金額や患者負担等、医療経済的な面も勘案すること。
- (3) 医薬品の保管及び管理について、特に支障がないこと。
- (4) 採用後の使用状況、副作用発現の有無等のモニタリングを適宜行うこと。
- (5) 採用品目数の増加を抑制する目的から、院内で使用する新規採用医薬品の申請において、同一の効能・効果を有する既採用薬（以下「同種同効薬」という。）があるときは、原則として当該同種同効薬あるいはそれに準じる薬品を削除候補薬品として提示すること。
- (6) 医療安全や経済性を考慮し、必要最低限の規格を採用すること。

(仮採用)

第3条 院内で使用する新規採用医薬品は、原則、3か月間の仮採用期間を設け、副作用報告、使用実績等を考慮し、4か月後の委員会において、正式採用の可否を判断する。

- 2 前項の規定は、安全性や使用実績等が十分確認できる場合は、適応しない。

(採用申請)

第4条 新規採用医薬品の採用を希望する者（以下「申請者」という。）は、別記様式の医薬品採用申請書（以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。ただし、係長又は副医長以下の職にある者は、課長又は医長以上の承認を必要とする。

- 2 前項の申請書は、原則として委員会開催日の2週間前までに提出するものとする。
- 3 申請者は委員会に出席し、申請の理由を説明しなければならない。

(答申)

第5条 委員長は委員会の審議に基づき、申請医薬品の採用の可否を申請書とともに病院長へ答申する。

(報告)

第6条 委員長は前条の結果を委員会で報告するとともに、申請者に通知する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

